

(お知らせ)

令和2年3月24日
佐世保地方総監部経理部

オープンカウンター方式の運用が一部変わります

平素より海上自衛隊佐世保地方総監部の調達業務に御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、現在佐世保地方総監部で実施しておりますオープンカウンター方式による調達につきまして、その運用を次のとおり変更いたしますのでお知らせします。

1 参加資格の緩和について

これまでの参加資格に加えて、次に示す事業者も参加していただくことが可能になりました。

これにより、長崎県内又は案件に応じて別に指定します都道府県に本店（個人の場合は主たる事務所）が所在し、次のいずれかの要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (2) 前項の認定を受けていない中小企業者であって、オープンカウンター方式による調達と同規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる中小企業者
 - ア 公的機関又は民間企業のいずれかを問わない同一の相手方に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
 - イ 見積の提出日までの1年間において、佐世保地方総監部との間で契約を締結した実績がある事業者（A又はBの等級に格付けされた者を除く。）

不明な点がございましたら、佐世保地方総監部経理部契約課審査係（内線3252）までお問い合わせください。